

大切な命と財産を守るために



6,434人の尊い命が失われた阪神・淡路大震災。その後も日本列島では、各地で大地震が発生し、そのたびに甚大な被害をもたらしてきました。大地震は「いつ」「どこで」発生しても不思議ではありません。市では、既存建築物の倒壊による被害を軽減するため、旧耐震基準で着工された木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を助成する「木造住宅耐震診断助成制度」を創設しました。

新潟県中越沖地震で倒壊した民家(平成19年7月・同県提供)

木造住宅耐震診断の費用を助成

「木造住宅耐震診断助成制度」は、旧耐震基準(昭和56年5月以前)で着工された木造住宅の耐震診断を実施した場合に、耐震診断に要した費用の一部を補助するものです。補助を受けるには、市に登録した木造住宅耐震診断士に依頼することが必要です。

診断士名簿は、建築指導課窓口(市役所5階)およびホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/kenchiku/index.html>)などで見ることができます。

補助金交付の決定前に耐震診断を行った場合は、交付を受けられませんので、注意してください。対象となる木造住宅は次のすべてに該当するもの

- 市内に自ら所有し、居住する住宅
- 木造在来軸組構法により建築されたもの
- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

- 一戸建ての住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)
- 地上階数が2以下のもの
- 対象者(申請者)は次のすべてに該当する人

- 成田市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている人
- 市登録木造住宅耐震診断士による耐震診断を受けようとする人
- 過去に本制度による補助金の交付を受けていない人
- 市税を完納している人

- 補助金の額は耐震診断に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額の3分の2の額(100円未満は切り捨て、上限額は8万円)
- 申請受付期間(平成20年度分)は8月1日(金)～12月26日(金)

無料木造住宅耐震相談会

お住まいの住宅の耐震性について相談してみませんか。建築士の大

大地震は「いつ」「どこで」発生しても不思議ではありません。大切な家族の命や財産を守るためには、地震対策が必要です。市では、既存建築物の耐震診断・改修などを計画的かつ総合的に進めるため、「成田市耐震改修促進計画」を策定しました。

「成田市耐震改修促進計画」を策定

今後、既存建築物の耐震化を促進し、都市・居住空間における地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めていきます。成田市耐震改修促進計画は、建築指導課窓口やホームページで公開していますので、ご覧ください。

資格を持つ相談員が分かりやすく説明します。

日時 8月28日(木)、9月27日(土)・28日(日) 午前9時～正午、午後1時～4時
会場 市役所5階503会議室

内容 建築物の耐震性や耐震診断・耐震改修の工法などの相談(相談時間は1時間程度)

対象 一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)で木造在来工法(軸組構法)2階建て以下のものを市内に所有し、自らが居住している人

定員 12人(相談会1回当たり、先着順)

持ち物 図面(図面を持っていない人は、簡単な間取り図)

申込方法 開催日の7日前(土・日曜日、祝日の場合はその前日)までに直接または電話で建築指導課(☎20・1564)へ

※くわしくは同課へ。